

佐藤棟良福祉基金助成金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、佐藤棟良福祉基金における中国帰国者及び障がい児・者の福祉向上を図るため、予算で定めるところにより、中国帰国者、障がい者等に対し助成金を交付するものとし、その交付については、佐藤棟良福祉基金規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中国帰国者～(2) 障がい児 【省略】

(3) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第4条第1項に定めるもののうち、同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所及び第77条第1項第9項に規定する県内の地域活動支援センターから一般企業等に就職し、現に就労中である者のことをいう。

(4) 助成対象者 規程第3条に定める基金の対象をいい、別表に掲げる助成基準の対象者欄に区分して記載している者のことをいう。

(5) 助成対象事業 規程第7条に定める基金を使って実施する事業をいい、別表に掲げる助成基準の事業欄に区分して記載している事業のことをいう。

（助成対象者、助成対象事業、助成金額等）

第3条 助成金額は、助成対象者及び助成対象事業の区分に従い別表の助成基準に定めるところとする。

2～5 【省略】

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を申請しようとする者は、本会が指定する日までに助成金交付申請書及び関係書類を本会会長へ提出しなければならない。

2 前項の関係書類は、助成対象事業の区分に従い別表の助成基準に定めるところとする。

（助成金の交付決定）

第5条 本会会長は、助成金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 【省略】

（助成金交付の条件）

第6条 本会は、助成金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付することができる。ただし、中国帰国者及び障がい者本人に対する助成金の交付については除くものとする。

(1) ～(9) 【省略】

（助成金の交付決定の通知）

第7条 本会会長は、助成金の交付の決定をしたときには、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

第9条 (状況報告) ~ 第10条 (実施調査) 【省略】

(助成金の交付方法)

第11条 助成金は、第7条の交付決定をしたときから30日以内に交付するものとする。

2 【省略】

第12条 (実績報告) ~ 第13条 (助成金額の確定) 【省略】

(助成金の返還)

第14条 助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の交付の決定を取消し、その者から助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(様式)

第15条 中国帰国者助成対象者名簿、助成金交付申請書、交付決定通知書及び交付確定通知書並びに助成事業の遂行状況報告書及び実績報告書の様式は、別記に定めるところによる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則 【省略】

別表 (第3条関係)

1 中国帰国者の自立に対する支援 【省略】

2 障がい児・者の自立に対する支援

事業		助成金額	対象者	申請時の関係書類
(1) 障害福祉サービス事業者等利用者の就職祝い金	(初回就職時に限る)	20,000円	要綱第2条第3号に定める者	就労先の雇用証明書
(2) 障がい児療育器材整備に対する助成	【省略】			